保留地販売媒介制度の流れ

（一社）宮崎県宅地建物取引業協会

（公社）全日本不動産協会宮崎県本部

①保留地処分媒介依頼書

市

②保留地の情報提供

④保留地処分媒介申請書

媒介業者

（会員企業）

⑤保留地処分媒介適用・不適用通知書

⑥媒介契約の締結

⑮保留地処分媒介手数料請求書

⑯媒介手数料の支払

③物件の

案内

立会い

⑦保留地買受申込書

購入希望者

購入者

⑧保留地売却決定通知書

⑨契約保証金納付書

⑩契約保証金納付

⑪土地売買契約の締結

⑫売買代金納付書

⑬売買代金の納付

⑭保留地引渡書

　※各地区の担当窓口は、裏面「申請窓口」のとおり。

保留地販売媒介制度のご案内（媒介業者向け）

　保留地販売媒介制度とは、保留地（区画整理事業により新たに生み出された宅地）の購入希望者に対して、宅地建物取引業者の皆様から無料で物件の案内をしていただき、売買契約締結及び保留地引渡し完了後に市から媒介手数料をお支払いするものです。

メリット

【宅地建物取引業者】

　⇒保留地の販売を媒介することで、市から媒介手数料を受け取ることができます。

【購入希望者（購入者）】

　⇒宅地建物取引業者から、無料で物件の紹介を受けることができます。

必要書類

　下記の書類をご記入の上、各地区の申請窓口へ提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 書類の名称 | 確認欄 |
| 事前  （物件予約） | ・保留地処分媒介申請書（様式第３号）をFAX(20-8323)。  　⇒「購入希望者の印」及び「所属団体の会員である証明の印」は、この時点では不要。 |  |
| 媒介申請 | ・保留地処分媒介申請書（様式第３号） |  |
| ⇒媒介業者の「暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書（個人用）（様式第４号）」又は「暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（法人用）（様式第５号）」を添付。 |  |
| ⇒購入希望者の「暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書（個人用）（様式第１号）」又は「暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（法人用）（要綱様式第２号）」を添付。 |  |
| 媒介決定  通知後 | ・保留地処分の媒介に関する契約書（様式第８号） |  |
| ⇒別途、購入希望者が提出しなければならない必要書類があります。別紙「保留地売買の流れ」参照。 |  |
| 引渡し後 | ・保留地処分媒介手数料請求書（様式第１０号） |  |

申請窓口

　各地区の申請窓口は、下記のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地区名 | 担当係 | TEL | 所在 |
| 東部第二 | 区画整理第一係 | 0985-38-5441 | 東部第二土地区画整理事務所  宮崎市吉村町南浜田甲4268番地1 |
| 飯田 | 区画整理第三係 | 0985-82-1184 | 高岡総合支所（2階）  宮崎市高岡町内山2887番地 |
| その他 | 計画指導係 | 0985-21-1893 | 第2庁舎（8階）  宮崎市橘通西一丁目1-1 |

※申請窓口がわからない場合は、計画指導係までお問い合わせください。